「障害者差別解消法」に基づく岡山市立小・中学校における「合理的配慮」の提供について

本人・保護者から「合理的配慮」に関する要望があった場合

本人・保護者からの要望はないが、 「合理的配慮」の必要性がある場合

まず、要望の内容とともに、本人の実態や保護者 の思いをしっかり聞き取ります。

「ご要望として伺いました。校内で検討させて ください。」「□□さんにとって、適切な支援 の内容や方法を一緒に考えましょう。」

学校が、教育相談の機会を設けて話し合います。

「□□さんの実態から、()のような配 慮が必要だと考えています。」「支援の内容や 方法を一緒に考えましょう。」

「校内委員会」の開催

- ◆メンバー (例) 校長、教頭、教務主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、担任 等
- ◆協議の流れ(例)
 - ①本人・保護者からの要望、把握している本人の実態、これまでの支援状況等について情報共有する。
 - ②要望があった内容の実現性、代替の方策の有無等を確認し、合理的配慮の提供の可否を判断する。
 - ③具体的な支援の内容や方法、役割分担等を協議する。

校内委員会で協議した結果を本人・保護者に伝えます。

- →【伝える内容】
- ・合理的配慮の提供の可否とその理由
- ・具体的支援や配慮の内容、方法等

学校だけでは判断が難しい場合や、学校では判断できない場合は、教育委員会へ相談します。 教育委員会は必要に応じて、合理的配慮に関する検討会議を行います。

「校内委員会」の開催

- ◆本人・保護者と合意形成できた(了解された)場合
- →具体的支援の内容や方法、役割分担等を確認する。
- ◆本人・保護者と合意形成できなかった場合
- →支援の方法や内容、役割分担等を再協議する。

「校内委員会」の開催

- ◆学校が判断する場合
- →教育委員会からの助言をもとに、再度協議する。
- ◆教育委員会が判断する場合
- →教育委員会の判断を確認し、伝え方を協議する。

校内委員会で協議した結果を本人・保護者に伝えます。

※本人・保護者と合意形成できるまで、教育相談と校内委員会での協議を繰り返し行います。

個別の教育支援計画及び、個別の指導計画へ「合理的配慮」の内容を明記し、支援を開始します。

- ※具体的な支援の内容や方法、役割分担を教職員で共通理解した上で、支援に当たります。
- ※校内委員会の機能により、PDCAサイクルで「合理的配慮」の見直しを図ります。

